

耐震診断から耐震改修工事までの流れ

2026
年版

ステップ1

お申し込み

まずはお電話でお申し込みください。受付にあたり、お名前、ご住所、築年数、図面の有無等をお伺いします。築年数（何年に建てられたか）でお住まいの耐震性を概ね把握することが重要です。

・昭和56年（1981年）5月までに建てられた住宅は、旧耐震基準で耐震性に劣るのが現状。大地震で倒壊する可能性があるため、ステップ4までの検討が必要です。

・また、昭和56年（1981年）6月から平成12年（2000年）5月までに建てられた木造住宅は新耐震基準ですが、接合部の仕様や耐力壁の配置などに関する規定が現在ほど明確ではなかったため、耐震性の確認が大切です。まずは耐震診断をおすすめします。

・各地で災害が発生し、耐震への関心が高まっています。お早めにご相談ください。



ステップ2

専門家(耐震診断士)による耐震診断 現地調査

調査結果を元に作成された耐震診断書では、耐震性を数値（総合評点）で評価し、大地震で倒壊する可能性を4段階（下表参照）で判定します。耐震診断では、人命保護に重点を置き、「大地震時（注1）に倒壊しない」ための耐震性確保を目的としています。

注1）この場合、大地震とは震度6強クラスの地震

↓全国で用いられている日本建築防災協会が定める評価です。

総合評価		
1.5以上	◎	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	○	倒壊する可能性が低い
0.7以上～1.0未満	△	倒壊する可能性がある
0.7未満	×	倒壊する可能性が高い

人命保護に重点を置いた耐震性確保のため、耐震補強による対策が必要。

・秋田市の補助金（2026年度／令和8年度）

昭和56年（1981年）5月以前に着工した旧耐震基準の木造住宅など、所定の要件を満たす住宅が対象です。

耐震診断は自己負担1万円で受けられます（2026年度の募集は終了）。

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合、補強設計費と改修工事費の合計額の5分の4以内が補助されます。

上限は、全体耐震改修が100万円、部分耐震改修が50万円です。

※2026年8月20日時点。耐震改修の事前申込期限は8月28日です。募集戸数・受付状況等が変わる場合があるため、秋田市建築指導課へ事前にご確認ください。



ステップ3

耐震診断結果報告

耐震診断の結果が安全ではなかった場合（評点が1.0未満の場合）、ステップ4以降の耐震の専門家による耐震補強設計と耐震改修工事が必要です。大地震からご自身とご家族の命を守るため、この段階でそのまま放置せず対処することをお勧めします。



ステップ4

耐震補強設計・概算見積作成

評点が1となるように、補強壁をバランスよく配置し設計します。耐震補強設計費として1棟あたり約30万円程度が相場（東京都耐震ポータルサイトより）とされますが、ワタケンでは132,000円（税込み）で行っております。

注）耐震改修工事の概算見積を出すために耐震補強設計は必要手順となります。
ステップ4でおおよその工事費が把握できます。

大まかな工事費が確定したら、ご自身のご予算を踏まえてご検討ください。お支払い可能な工事費であれば、本契約見積（ステップ5）にお進みください。



ステップ5

①耐震改修工事の契約見積作成

詳細調査・耐震補強設計後に、本見積（契約見積）を作成します。

東京都耐震ポータルサイトでは、標準的な木造住宅の耐震改修費は1棟150万～200万円が目安です。

秋田では床面積、積雪荷重、劣化状況等により補強内容が異なります。まず調査・設計を行い、ご予算に応じて補強箇所と工法の優先順位を検討し、無理のない改修計画をご提案します。



②耐震改修工事契約



③耐震改修工事

必ず、設計した専門家に工事監理を任せましょう。

工事監理は専門の知識が必要とされます。

設計図上では耐震性が確保されていても、設計図どおりに実際の改修工事が行われているか専門家のチェックがないと安全ではありません。

能登半島地震（被害の大きい一定地域）での木造建築物の被害の傾向

（国土交通省 国土技術政策総合研究所が公表）

- ・旧耐震（1981年5月前）住宅の39.2%が「倒壊・崩壊・大破」の被害を受けた。
- ・新耐震の住宅は、接合部等の構造規定が明確化される前（1981年6月～2000年5月）の住宅の16.9%、規定が明確化された2000年6月以降の住宅の2%が「倒壊・崩壊・大破」の被害を受けた。
- ・耐震補強していた38棟は「倒壊・崩壊」しなかった。
- ・瓦屋根の住宅は、そうではない住宅より被害が大きい。
- ・住宅の劣化の有無で被害に大きな差がでた。

つまり、旧耐震の住宅でも補強することで倒壊被害を防ぐことができるのです。

さらに劣化の有無で大きな差がでたことでわかるのは、メンテナンスの重要性。

専門家による耐震診断、専門家の監理による耐震改修工事で、安心な住まいづくりを。

耐震の専門家ワタケンにお任せください。

阪神淡路大震災・東日本大震災の復旧工事と現地視察に携わった耐震診断士が対応いたします。

公共工事の耐震補強工事はもちろん、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合（注2）の耐震技術認定者として、数多くの耐震診断・補強設計・補強工事に従事してまいりました。

補助金の手続きサポートも万全、国土交通大臣が認定する優れた部材を使用し確かな技術で施工いたします。

注2）日本木造住宅耐震補強事業者協同組合



日本木造住宅耐震補強事業者協同組合（木耐協）とは、全国約1,000社の工務店・リフォーム会社・設計事務所などから構成される団体です。

国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体となっています。

組合員は実務的な研修会・講習会を実施し、耐震診断・補強レベル向上を図っています。

「第30回住生活月間 功労者表彰」において『国土交通大臣表彰』受賞や「ジャパン・レジリエンス・アワード2016」及び「ジャパン・レジリエンス・アワード2018」においても表彰された実績豊富で信頼できる団体です。

■お問い合わせはお早めに

株式会社ワタケン

秋田市向浜二丁目1-1（日本製紙株式会社秋田工場 構内）

 0120-766-081

<http://www.kk-wataken.jp>

